

# ともすけ共済

令和7年度

加入も！請求も！  
インターネットで  
完結！！

交通災害共済

年間掛金 **300円**

不慮の災害共済

年間掛金 **700円**

ネット加入推進  
キャンペーン

令和7年3月までに  
ネットで加入した  
方の中から抽選で  
10名様に  
「防災ラジオ」  
プレゼント！



誰でもカンタン  
すぐできる！



インターネット加入は  
こちらから

秋田県市町村総合事務組合

## ○交通災害共済・不慮の災害共済について

### 交通災害共済

加入者が交通災害にあったとき、**入院治療期間及び  
通院治療日数**につき共済金を支給します。

#### 交通災害とは

道路上において、自動車、バイク、自転車等の事故による死傷をいいます（日本国内に限る）。例えば、自動車を運転中に衝突した、自転車で転倒した、歩行中に自動車にひかれたなどの事故がこれにあたります。

### 不慮の災害共済

加入者が不慮の災害にあったとき、**入院治療期間**につき共済金を支給します。

**対象は入院のみです。**

#### 不慮の災害とは

急激かつ偶然の外来の事故による死傷をいいます。例えば、転倒や転落による災害、作業中の事故、スポーツ中の事故、地震や火災などによる災害がこれにあたります。

## ○共済の加入資格

秋田県内（**秋田市を除く**）の住民基本台帳に記録されている方なら、どなたでも加入できます。

本共済の加入は1人1口です。

2口以上加入することはできません。

## ○共済期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

4月1日以降に加入の場合は、加入申込日の翌日から共済期間の末日まで。

事故発生日が共済期間内である災害が対象です。

## ○共済掛金

**交通災害共済：1人 300円**

**不慮の災害共済：1人 700円**

大人も子どもも一律の金額です。

年度途中から加入しても掛金の額は変わりません。

令和7年度の小学校1年生は、1年間に限り交通災害共済掛金が無料です（不慮の災害共済は除く）。

自動加入ですので、加入手続きは必要ありません。

## ○災害共済金

|           |       | 交通災害共済金     | 不慮の災害共済金   |
|-----------|-------|-------------|------------|
| 死         | 亡     | 1,000,000 円 | 600,000 円  |
| 後遺障害第 1 級 |       | 1,000,000 円 | 600,000 円  |
| //        | 第 2 級 | 800,000 円   | 480,000 円  |
| //        | 第 3 級 | 700,000 円   | 420,000 円  |
| //        | 第 4 級 | 600,000 円   | 360,000 円  |
| //        | 第 5 級 | 500,000 円   | 300,000 円  |
| 傷害        | 入院    | 日額 2,000 円  | 日額 1,100 円 |
|           | 通院    | 日額 800 円    | 対象外        |

注 1 交通災害共済金：傷害は最低保障額 15,000 円～支払上限額 200,000 円。通院 1 日でも請求できます。

注 2 不慮の災害共済金：傷害は最低保障額 15,000 円～支払上限額 110,000 円。入院 1 日でも請求できます。

注 3 はり・きゅうは対象となりません。

注 4 死亡、後遺障害及び傷害のうち複数に該当した場合でも、死亡の場合は死亡の共済金の額が、後遺障害の場合は後遺障害の当該等級による共済金の額が上限です。

注 5 後遺障害は、自動車損害賠償保障法施行令別表に定める第 1 級から第 5 級までの障害をいいます。

注 6 当該事故前の身体障害は対象となりません。

## ○共済金の請求方法

市役所・町村役場又はインターネットで（表紙のQRコード）共済金を請求できます。

請求期間は、災害発生日（後遺障害の場合は、症状が固定した日）から**3年以内**です。共済金の請求には、次の書類が必要です。

| 交通災害共済                                         | 不慮の災害共済                             |
|------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 共済金請求書※<br>交通事故証明書<br>診断書<br>加入者証の写し<br>通帳等の写し | 共済金請求書※<br>診断書<br>加入者証の写し<br>通帳等の写し |

※インターネット請求の場合、共済金請求書は不要です。  
※死亡共済金及び診断書が4枚以上ある場合は、インターネット請求はできません。

## ○共済金の支払い制限

- 交通災害共済は、自動車安全運転センター事務所長の発行する**交通事故証明書の添付がない**ときは、共済金が**5割減額**されます。  
同乗していた場合などで、交通事故証明書に記載されていない場合も、同様に5割減額されます。
- 酒気帯び運転（酒酔い運転を含む）、無免許運転（酒気帯び運転又は無免許運転を知りながら同乗した場合を含む）、自殺、故意による事故の場合には共済金をお支払いできません。
- 不正に共済金の支払いを受けようとしたときや、暴走行為、スピード違反、薬物により正常な運転ができない状態での交通事故、闘争行為による事故などのほか、法令に違反し、かつ、重大な過失がある場合などには、共済金が制限されることがあります。

## ○弔慰金について

自殺、無免許、酒気帯び運転（酒酔い運転を含む）又は故意で共済金の支払い対象とならなかった場合に、死亡したときは 10 万円の弔慰金をお支払いします。

## ○奨学援護金制度

加入者である父母のいずれかが、次の場合に該当したときは、その遺児等に、幼稚園又は保育園（小学校入学前 2 年間）から高校卒業までの間、1 人月額 5,000 円の奨学援護金が支給されます。

- 死亡の共済金又は弔慰金に該当したとき
- 後遺障害第 1 級の共済金に該当したとき

## ○加入申し込み方法

| 方 法                                                                                                                                               | 受 付 期 間                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| インターネット                                                                                                                                           | 2月1日～12月31日<br>※クレジットカード決済のみ   |
| 金融機関<br>秋田銀行<br>北都銀行<br>羽後信用金庫<br>あきた白神農業協同組合<br>秋田やまもと農業協同組合<br>秋田しんせい農業協同組合<br>秋田おぼこ農業協同組合<br>秋田ふるさと農業協同組合<br>こまち農業協同組合<br>うご農業協同組合<br>※秋田県内の店舗 | 2月1日～7月31日                     |
| ゆうちょ銀行又は郵便局<br>※東北管内の店舗                                                                                                                           | 2月1日～翌年1月31日                   |
| 市役所・町村役場                                                                                                                                          | 通 年<br>※市町村によっては実施していない場合があります |

## ○お問い合わせ先

|       |          |              |       |       |              |
|-------|----------|--------------|-------|-------|--------------|
| 能代市   | 市民保険課    | 0185-89-2168 | 小坂町   | 町民課   | 0186-29-3928 |
| 横手市   | 地域づくり支援課 | 0182-23-6683 | 上小阿仁村 | 総務課   | 0186-77-2221 |
| 大館市   | 市民課      | 0186-43-7044 | 藤里町   | 町民課   | 0185-79-2113 |
| 男鹿市   | 生活環境課    | 0185-24-9111 | 三種町   | 町民生活課 | 0185-85-4823 |
| 湯沢市   | 環境共生課    | 0183-73-2115 | 八峰町   | 防災町民課 | 0185-76-4666 |
| 鹿角市   | 生活環境課    | 0186-30-0224 | 五城目町  | 住民生活課 | 018-852-5112 |
| 由利本荘市 | 生活環境課    | 0184-24-6253 | 八郎潟町  | 住民生活課 | 018-875-5806 |
| 湯上市   | 地域づくり課   | 018-853-5370 | 井川町   | 町民生活課 | 018-874-4415 |
| 大仙市   | 生活環境課    | 0187-63-1111 | 大湯村   | 総務企画課 | 0185-45-2111 |
| 北秋田市  | 生活環境課    | 0186-62-6628 | 美郷町   | 住民生活課 | 0187-84-4903 |
| にかほ市  | 生活環境課    | 0184-32-3033 | 羽後町   | 町民生活課 | 0183-62-2111 |
| 仙北市   | 生活環境課    | 0187-43-3313 | 東成瀬村  | 総務課   | 0182-47-3401 |

秋田県市町村総合事務組合 018-888-0220

## インターネット加入推進キャンペーン

インターネットでご加入いただいた方の中から、抽選で10名様に防災ラジオをプレゼント！

### ◎対象受付期間

令和7年2月1日～令和7年3月31日

### ◎当選決定

対象受付期間終了後、抽選で決定します。当選は、景品の発送をもって代えさせていただきます。発送は、令和7年4月下旬頃を予定しておりますが、諸事情により遅れることがあります。

### ◎注意事項

インターネットでご加入いただくことで、自動応募となります。賞品は予告なく変更する場合があります。

## ○加入申込書記載例

太線の枠の中をはっきりと記入してください。  
ボールペン等で記入してください。

|                                                  |                                                                                        |                 |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 市 町 村 名                                          | 納 入 者 氏 名                                                                              |                 |
| 〇〇市                                              | 秋 田 太 郎                                                                                |                 |
| 住 所                                              | ※加入者の秋田県内（秋田市を除く。）の住民基本台帳に記録されている住所を記載してください。<br>〇〇市〇〇町〇番〇号<br>(TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ) |                 |
| 加 入 者 氏 名                                        | 加入する共済に〇印                                                                              |                 |
|                                                  | 交 通 災 害<br>1人300円                                                                      | 不慮の災害<br>1人700円 |
| 秋 田 太 郎                                          | ○                                                                                      | ○               |
| 花 子                                              | ○                                                                                      | ○               |
| 三 洋                                              | 小1                                                                                     | ○               |
| 令和7年度の小学校1年生はこのように記入し、人数計や共済掛金には含めません（交通災害共済のみ）。 |                                                                                        |                 |
| 人 数 計                                            | 2 人                                                                                    | 3 人             |
| 共 済 掛 金                                          | 600 円                                                                                  | 2,100 円         |
| 合 計 金 額                                          | 2,700 円                                                                                |                 |

※加入申込書に記載いただいた内容は、共済金及び奨学支援金の支払目的のみに使用するもので、その他の目的に使用したり外部に公表したりすることは一切ありません。